



教職員の非違行為等の根絶と 事故やけがの防止、性暴力等の防止

1 はじめに

令和 7 年度の管内における教職員事故の発生総数は 35 件(前年度比－3)でした。今年度、6 月末時点で人事措置に至った案件は、体罰による戒告 1 件です。このほか、不適切な指導や人身加害事故など、人事措置の要否を審議中の事案が複数あります。

また、令和 7 年度は、人事措置案件には至っていないものの、30km/h 未満の速度超過や交通違反が 7 件、物損加害事故が 39 件、発生しました。多くの教職員事故が起こっています。非違行為根絶に向けた意識を高め、教職員一人一人が自分事として捉えるようお願いします。

2 非違行為根絶に向けて

(1) 交通事故の防止

今年度に入り、交通加害事故(人身及び物損)が立て続けに発生しています。6 月末時点で発生した人身加害事故 2 件、物損加害事故 4 件は、前後左右の安全確認が不十分だったために起こっています。走行中はスマホやカーナビなどの機器の操作をせず、運転に集中することが大切です。以下の 3 点について確認してください。



- ① 運転中は速度を常に意識し、道路標識等で定められた最高速度を守る。特に最高速度が 40km/h に指定されている道路では、速度超過に十分注意する。
- ② 前方車がブレーキをかけても追突を回避できるだけの十分な車間距離を確保する。
- ③ 通勤時や出張時においては、時間的・精神的にゆとりをもった運転を心がける。

(2) 個人情報の誤配付・紛失の防止

まもなく夏季休業を迎えますが、通知表やテストの記録等の個人情報を配付する際には、複数人で確認することや、職員が児童生徒一人一人に直接手渡しで配付すること、配付物と名前を確認してから渡すことなどを徹底してください。改めて、「学校は常に児童生徒等の重要な個人情報を取り扱っている」ことを意識しながら職務にあたる必要があります。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、いかなる場合も許されません。また体罰に当たらない場合であっても、児童生徒の人格や尊厳を傷つける暴言、威圧的・感情的な言動等は不適切な指導です。こうした指導は、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、教職員や学校への信頼を損ないます。児童生徒一人一人を理解し、その人格を尊重した指導を徹底するとともに、教職員が自らの言動を振り返り、指導の在り方を見直す研修を確実に実施してください。

3 事故やけがの防止

令和 7 年度の管内における公務災害は 29 件でした。そのうち 1 か月以上の加療を要する重傷事故が 10 件発生しており、全体の 1/3 を占めています。今年度も既に 9 件の公務災害事故が発生(6 月末時点)しています。負傷別では、手や足の打撲、捻挫などが多く見られます。これまでの「ヒヤリ・ハット」体験を想起し、危険を予測し、安全に留意した行動をお願いします。

4 性暴力等の防止

令和 8 年 12 月 25 日に「こども性暴力防止法」が施行されます。この法律により、学校や認可保育所等の設置者には、こどもを性暴力から守るための安全確保措置や、こどもと接する業務に従事する者について、法律で定められた性犯罪歴を確認する「犯罪事実確認」等が義務付けられます。また、学習塾やスポーツクラブ等については、同様の取組を行う事業者を国が認定する制度が設けられます。昨年、教師が児童生徒等を盗撮し、その画像などを SNS 上の教師間グループで共有して逮捕される事案が発生しました。再度、各校で教育公務員としての倫理観を確認するとともに、全校体制で性暴力等を防ぎ、非違行為の芽を摘む環境づくりを推進しましょう。

5 おわりに

教職員が心身共に健康であり、熱心に職務に励む姿を見せることが児童生徒のやる気と笑顔につながります。夏季休業中は、健康と安全に留意しながら過ごし、英気を養ってください。

下越地区学校事務共同実施研修会 —グループ長等研修—

新潟県学校事務共同実施要綱においては、教育事務所の役割の一つとして、管下グループ長又は学校事務職員を対象とした研修会を必要に応じて実施することと定められています。これに基づき、7月10日（金）、イクネスしばたを会場に総括事務主幹及び管下のグループ長18名が集まり、「旅費制度改正の理解」と「共同実施グループ運営の充実」をテーマに研修会を開催しました。研修会は、講義とグループワークを通して制度理解や実務力の向上を促進したとともに、人と人のつながりを深める貴重な機会となりました。

第1部：講義「旅費制度改正の概説」

下越教育事務所総務課給与係長より、令和8年4月1日に施行された旅費制度のポイントやよくある誤り等の事例、赴任旅費・生徒引率旅行等の旅費の扱いなどについての説明が行われ、旅費制度に関する理解を深めました。

【旅費制度のポイント】

- (1) 実費支給が基本となる
交通費や宿泊費は実際に支払った金額が基本
- (2) 制度が見直され、支給対象が広がる
レンタカー代、タクシー運賃なども支給対象
- (3) 領収書などの証明書類が重要となる
支払を証明できる書類がない場合は不支給

第2部：グループワーク（ディスカッション）研修

テーマ「グループ内の質問に対し、グループ長として、どのように話し合い、判断していくことが望ましいか」について、事例をもとに意見交換を行いました。他市町村の参加者との活発な意見交換により、共同実施グループにおける業務運営の手法を学ぶとともに、他者に分かりやすく説明する力や、他者の意見を受け止め、対話を通じて理解を深める力など、参加者がお互いに刺激を受けながら考えを深めることができました。

ディスカッション型の研修は、「知識を共有する場」ではなく、「考えを行動に変える場」であることを改めて学ぶ機会となりました。研修で得た知識や気づきを共同実施で実践していただけることを期待しています。



制度等の改正及び 内申事務の留意事項について

制度改正や内申事務に関するポイントをまとめました。以下の内容を御確認ください。

【辞令交付の簡素化】

令和8年3月27日に教職員の任免関係取扱規程の一部改正が施行されました。それに伴い、令和7年度末・令和8年度初人事異動から、辞令交付を簡素化することとし、辞令書を作成しない場合の発令は、人事異動通知書により行われています。人事異動通知書によって発令された場合も、辞令書で発令された場合と同じように、履歴書にその内容を追記してください。

〔令和8年3月24日付 教義第1517号参照〕

【職員の育児休業等に関する条例等の改正】

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、令和7年10月1日から部分休業制度の拡充が行われました。部分休業の取得について、現行の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内で承認可能な形態を新たに設け、いずれかの形態での選択が可能となりました。

〔令和7年9月30日付 教義第914号参照〕

【臨時職員取扱規程の一部改正】

子の看護休暇に関する改正が行われ、子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇が取得可能になりました。また、対象となる子の範囲が小学校3年生修了時まで拡大されました。

〔令和7年9月24日付 教義第784号参照〕

【会計年度任用職員取扱基本要領の一部改正】

- (1) 休暇に関する改正
育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、骨髄等ドナー休暇が有給化されました。
- (2) パートナースhip制度の取扱い
新潟県パートナースhip制度利用者も取得対象となるよう取扱いを改めました。

〔令和8年3月31日付 教義第237号参照〕

【内申事務の留意事項】

内申提出時に以下の内容を御確認ください。

- ・申請時の添付書類は指定されたものを添付
- ・履歴書は、職歴と在家期間等に空白の期間がないか確認
- ・免許状の有効期間の確認を必ず行い、免許状の写しを提出する際は、授与条件が記載されている面の写しも提出
- ・病休等の開始時（出勤・復職時の際も）に添付する診断書は、休暇期間が読み取れるものを提出
- ・病休報告の際は、通算される病気休暇と期間の記入に注意